

豊田市 PCB 処理 安全監視委員会だより

令和4年1月
第48号

豊田市は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）が行う豊田 PCB 廃棄物処理事業における安全性の確保及び周辺環境の保全のため、「豊田市 PCB 処理安全監視委員会」を設置し、PCB 廃棄物が安全・確実に運搬・処理されることを監視しています。

今回は、令和3年度第2回目の安全監視委員会の内容についてお知らせします。

令和3年度第2回豊田市PCB処理安全監視委員会

令和3年11月1日（月）JESCO 豊田 PCB 処理事業所において、令和3年度第2回目の安全監視委員会を開催しました。今回は令和3年9月に環境大臣より豊田市長宛に出された豊田 PCB 処理事業所の処理の継続等要請について、環境省と JESCO による説明を行う趣旨で行われました。会議には監視委員15名、環境省、JESCO、オブザーバーとして愛知県が出席しました。

○ 議 題

- 1 高濃度 PCB 廃棄物の処理の見通しと今後の方針

1 高濃度 PCB 廃棄物の処理の見通しと今後の方針

(1) PCB 廃棄物処理事業の経緯と状況（環境省による説明）

PCB 廃棄物処理事業は平成 13 年に PCB 廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法が成立し、国が主導して処理施設を設置し始めました。平成 17 年には豊田事業所が事業を開始し、当初は平成 28 年までの事業を予定していましたが、処理が終わらず、平成 26 年に事業を 10 年延長するとともに、保管者に対し、処分期間内（計画的処理完了期限の 1 年前まで）の処分の義務付けを行いました。豊田事業における処分期間は令和 4 年 3 月末まで、計画的処理完了期限は令和 5 年 3 月末までです。

登録台数に対する処理の進捗率（全国平均）は令和3年9月末時点で、変圧器約 98%、コンデンサー約 97%、安定器・汚染物等約 77%となっています。豊田事業では約 99%の進捗率となります。

(2) 処理の見通しと事業の課題（環境省による説明）

（参考）豊田事業エリアにおける処理対象量の増分と処理の見通し（変圧器・コンデンサー等）

処理対象量			今後の掘り 起こし見込み量	R3 年度以降の 処理対象量	処理完了 見込み※	計画的処理 完了期限	事業終了 準備期間末
H27.1 時点(ア)	R3.7 時点(イ)	増加率(イ)/(ア)					
55,115 台	77,554 台	1.4	218 台	2,206 台	R5年度末	R4年度末	R7年度末

※ 処理完了見込みは、計画的処理完了期限後に新規発見されるコンデンサー等の処理に備えた期間を含む。

豊田事業エリアでは、令和3年度以降の処理対象量からは、計画的処理完了期限までに十分処理が可能ですが、計画的処理完了期限後にも新規発見されることが想定される今後の掘り起こし見込みを考慮すると、処理完了期限後も 1 年間の処理の継続が必要と考えています。

また、北九州事業エリアでは平成 31 年に変圧器・コンデンサー等を処理対象とする 1 期施設が事業終了しており、施設の解体が始まっていますが、その後に PCB 使用機器が 500 台弱程見つかっており、現在処理できないものとして、各事業者によって保管が続けられています。

(3) 処理完遂に向けた方針と立地自治体への要請（環境省による説明）

こうした課題に対応するため、令和3年9月22日に環境大臣より次の内容の要請を豊田事業所の立地自治体である豊田市長宛に行いました。

- 1 計画的処理完了期限後の大型コンデンサー等の新規発見に備えて、事業終了準備期間（令和5年度から7年度末まで）のうち、令和5年度末まで処理を継続することとしたい。
- 2 北九州事業エリアで計画的処理完了期限後に発見された大型変圧器・コンデンサー等の一部を豊田事業所の処理対象物とすることとしたい。
- 3 豊田事業所の解体撤去について、北九州事業所での先行解体実績を踏まえると、令和7年度末までの完了は難しく、数年間の期限の延長をお願いしたい。

(4) PCB 処理施設の解体撤去について（JESCO による説明）

JESCO の PCB 処理施設の解体撤去については、①周辺環境への影響の最小化 ②作業者の安全衛生管理の確保 ③解体撤去に伴う PCB 廃棄物の無害化 を実施方針とします。

豊田市処理施設の解体撤去の工程は次のとおりです。

- 1 工事契約や不要設備の解体撤去を含む事前作業の実施
- 2 プラント設備に付着した PCB の除去分別
- 3 プラント設備の解体工事
- 4 建築物に付着した PCB の除去分別
- 5 基礎の解体や杭の撤去を含む建築物の解体工事

以上の作業工程について1で約3年程度（一部は操業時から実施）、2～5で約7年程度要するものと見込まれます。1について令和3年度から開始すれば令和12年度末頃に完了できる計算となりますが、当初の解体撤去期限であった令和7年度末からは5年間程の延長が必要ということになります。ただし、今後詳細な調査や工法等により、作業期間は変動します。

(5) 環境省要請に対する豊田市の回答について

本要請に対する回答については、地域住民の理解が重要と考えます。環境省から住民に対し説明を行った上で、住民の意見を踏まえて判断するものと考えています。

(6) 安全監視委員からの意見（一部）

- 地元は延長・延長の繰り返しで疲れている。今回こそは令和何年度までと完了の期限を明確に決めて、再延長は無いようにしてもらいたい。
- いろいろな「〇〇期限」が混在し全体像が分かりにくい。また今後の進捗把握や遅延の際の原因究明を行うためにも工程表を作成してもらいたい。
- 施設稼働当初の想定から稼働期間の延長が相次いでおり、施設の老朽化やそれに伴う事故等が懸念される。保安点検基準等の見直しも必要では無いか。

◆ 豊田市 PCB 処理安全監視委員会事務局
豊田市 環境部 廃棄物対策課

電話 0565-34-6710
ファックス 0565-34-6976
e-mail haitai@city.toyota.aichi.jp